

答 申 個 第 1 0 9 号
令 和 3 年 9 月 2 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年11月11日付け保障第488号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

電話聴取記録の不存在による非開示決定事案（諮問個第262号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年8月20日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「●●・かがやき職員（元職員？）が作成した電話聴取記録 作成年月：2012年8月」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

※ 上記以外の請求文書については、本件審査請求においては争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ）。

※ 「かがやき」とは、京都市発達障害者支援センターかがやきを指す（以下同じ）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年9月4日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（理由）

請求に係る電話聴取記録は作成していないため。

- (3) 審査請求人は、令和2年10月27日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 「●●・かがやき職員（元職員？）が作成した電話聴取記録 作成年月：2012年8月」に係る文書について

審査請求人は、2012年8月にかがやきに電話し、医療機関を教えてほしい旨等にかがやき職員（当時）である●●氏に伝えており、その際の聴取記録が存在するはずであると主張している。

- (2) 文書が存在しないことについて

かがやきは、審査請求人から相談等があった内容について、2012年8月20日付けで特定の医療機関に宛てた紹介状を作成していることから、審査請求人から電話により相談等を受けたことは事実と認められる。

しかし、かがやきが保有する審査請求人に関する記録を探索したが、該当する文書は見つからなかった。

かがやきが審査請求人からの電話を受けた際、メモ用紙等に一時記録を取ったうえで紹介状に転記したものと考えられるが、転記した後に当該メモが不要となればあえて保存する必要性はなく、当該メモ用紙を廃棄したとしても業務手続上に不自然ではないと考える。

したがって、本件請求に係る文書は作成も取得もしていないため、不存在による非開示決定をしたものである。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 処分庁は電話聴取記録を作成していないので不存在と答えているが、これはかがやきに於ける業務手続き上あり得ない。
- (2) 先ずかがやきの home page を確認すると「まずはお電話ください。相談は予約制です。」と書かれており、かがやきへの相談が電話により行われている事に為る。また審査請求人がかがやきに初めて出向いた際にも、かがやき副センター長（当時）及び●●・かがやき職員は「相談は電話でなければならない」旨を発言している。

- (3) 審査請求人は電話をする事が不本意であったが已むを得ずそれを行い、second opinion を受診したいのでそれを出来る医療機関を教えて欲しい旨等を●●に話しており、それを経て紹介状が作成された。
- (4) 以上の経緯から●●との電話での遣り取りは存在しており、また紹介状も存在している訳であるので●●がその際に於ける遣り取りを書き残していない事はある得ない。仮に書き残していないのであれば紹介状は何に基づいて作成されたのか？●●は遣り取りを書き残さず電話を切ってから記憶だけに基づいてそれを作成したのか？かがやきは home page に於いて電話相談を掲げているが、その際に於ける遣り取りを書き残していないのか？これは電話相談を掲げている公的機関に於ける業務手続きとして全く考えられない。
- (5) 従って電話聴取記録を作成していない事は業務手続きとしてあり得ず当該記録は存在している筈と考えるのが自然である。しかし当該記録は古い記録であるので既に廃棄されていると答えるのであれば未だしも、最初から作成していない事は業務手続きとして極めて不自然である。
- (6) 処分庁は「当該メモ用紙を廃棄したとしても業務事務上に不自然ではないと考える」と書いているが廃棄された事を裏付ける根拠は何か？廃棄簿にそれが記載されているのか？或いは本田自身が「廃棄した」と答えているのか？「メモ用紙」であるか否かを不知であるが、仮にそれとしてもそれには障害者の個人情報がかかれていた筈であるがそれを安易にごみ箱に棄てたと言うのか？
- (7) 処分庁は「当該メモが不要となればあえて保存する必要性はなく」と書いているが、かがやき元職員である■■■は電話聴取記録を「相談聞き取り表」として保存しており●●と■■■の対応が一致していない事は極めて不自然である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

ア 本件請求は、平成24年8月に審査請求人がかがやきに架電し医療機関の紹介について相談を行った際に、当該相談を受けたかがやきの職員が電話の内容を書き留めた記録を開示請求したものである。

イ 審査請求人は、かがやきへの相談は電話で行うよう案内されていること、自身がかがやきへ電話で相談した内容を受け、かがやきが医療機関への紹介状を作成していることなどを理由に、電話でのやり取りの記録が作成され、保存されていないことは手続きとして不自然であると主張している。

ウ 一方、処分庁は、医療機関への紹介状が作成されていることから審査請求人がかがやきに電話で相談した事実は認められるものの、本件請求を受け、かがやきが保有する公文書を探索したが請求内容を満たす公文書は存在せず、また審査請求人からの電話を受けた際にメモ用紙等で一時的に記録を取っていたとしても、医療機関への紹介状を作成した後は、当該メモ用紙等を不要と判断し廃棄したとしても業務手続上に不自然な点はないと主張している。

(2) 本件処分について

ア このように、本件審査請求の争点は、審査請求人がかがやきに電話相談した内容を記録した公文書が存在するか否かであるので、この点について以下検討する。

イ 審査請求人からの電話相談（審査請求人の主張によると、second opinion を受けることができる医療機関の紹介依頼）に対応しかがやき職員が作成した医療機関への紹介状は、当該対応の結果であり、処分庁において業務上必要なものとして利用、保存すべき公文書であると考えられる。他方、同職員が紹介状を作成するために電話の内容を一時的に書き留めたものは、仮に作成されていた場合であっても、紹介状を作成した後に廃棄したとしても、業務上、不自然な点はない。

よって、当審査会としては、請求内容を満たす公文書が存在しないとする処分庁の主張には、特段、不合理な点はないと考える。

ウ また、処分庁及び審査請求人の主張を精査したところ、本件請求に係る文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和 2 年 1 1 月 1 1 日 諮問

1 2 月 1 0 日 諮問庁からの弁明書の提出

令和 3 年 1 月 1 2 日 審査請求人からの反論書の提出

3 月 2 2 日 審査請求人からの証拠書類の提出

5 月 1 0 日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出

(令和 3 年 3 月 5 日開催)

7 月 1 3 日 諮問庁の職員の口頭理由説明 (令和 3 年度第 3 回会議)

8 月 2 4 日 審議 (令和 3 年度第 4 回会議)

9 月 2 4 日 審議 (令和 3 年度第 5 回会議)

※ 行政不服審査法第 3 3 条, 第 3 4 条及び第 3 6 条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが, 当審査会は, これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し, いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会 (部会長 毛利 透)